

香川県条例第34号

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、香川県議会の議員及び香川県知事の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号のビラ（香川県知事の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（香川県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、香川県議会の議員及び香川県知事の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号のビラ（香川県知事の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター（香川県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。